



# 茨城県報

第 117 号

令和 2 年 (2020年) 6 月 29 日

月 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
●茨城県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則 (農地整備課) .....	1
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則 .....	13
(人 事 委 員 会)	
●公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 .....	15
●職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	15
告 示	
●茨城県条例 (東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例) 制定請求に係る条例案の審議結果 (原子力安全対策課) .....	16
●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) .....	16
●地方卸売市場の認定 (4 件) (農業技術課) .....	17
●定款変更の認可 (3 件) (農村計画課) .....	19
●道路の区域の変更 (道路維持課) .....	19
●道路の供用の開始 (道路維持課) .....	20
●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課) .....	20
●土地改良事業の適当決定 (農林事務所) .....	25
公 告	
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) .....	25
訓 令	
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令 .....	26
規 程	
(企 業 局)	
●茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程 .....	27

## 規 則

### 茨城県規則第60号

茨城県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 茨城県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

茨城県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和28年茨城県規則第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、茨城県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和28年茨城県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（分担金の決定通知）

第3条 知事は、条例第3条の規定により分担金（分担金に相当する金銭を含む。以下同じ。）の額を定めたときは、分担金決定通知書（様式第1号）により当該被徴収者又は当該土地改良区に通知しなければならない。

2 知事は、前項の分担金の額を変更したときは、分担金変更決定通知書（様式第2号）により当該被徴収者又は当該土地改良区に通知しなければならない。

（分担金の納付方法）

第4条 前条第1項の通知を受けた者は、速やかに分担金一時納付承諾書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、条例第4条ただし書の規定による申出をしようとする者は、分担金分割納付申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（分担金の減免等）

第5条 条例第5条の規定による分担金の全部若しくは一部の免除（以下「減免」という。）又は徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）を受けようとする者は、速やかに分担金減免（徴収猶予）申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（条例第6条第1項の規則で定める事業）

第6条 条例第6条第1項の規則で定める事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経営体育成基盤整備事業
- (2) 県営かんがい排水事業
- (3) 県営畑地帯総合整備事業
- (4) 県営中山間地域総合整備事業
- (5) 湛水防除事業

（特別徴収金の決定通知）

第7条 知事は、条例第7条の規定により特別徴収金の額を定めたときは、特別徴収金決定通知書（様式第6号）により当該特別徴収金の徴収を受ける者又は当該土地改良区に通知しなければならない。

2 知事は、条例第9条において準用する条例第7条の規定により特別徴収金の額を定めたときは、機構関連事業特別徴収金決定通知書（様式第7号）により当該特別徴収金の徴収を受ける者に通知しなければならない。

（特別徴収金の免除に係る面積）

第8条 条例第11条の知事の指定する面積は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条第1号、第3号及び第4号に掲げる事業にあつては、次のとおりとする。

ア 区画整理地区内において同一の事業主体が一連の事業計画の下に受益地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該受益地を自ら目的外用途に供した場合（当該受益地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。以下この条において同じ。） 10アール

イ かんがい排水施設に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号の事業の受益地（区画整理

地区外のものに限る。)について同一事業主体が一連の事業計画の下に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該受益地を自ら目的外用途に供した場合 当該事業の受益地の10分の1 (当該受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは, 10ヘクタール)

- (2) 第6条第2号及び第5号に掲げる事業にあつては, 同一事業主体が一連の事業計画の下に受益地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該受益地を自ら目的外用途に供した場合 当該事業の受益地の10分の1 (当該受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは, 10ヘクタール)

(特別徴収金の免除)

第9条 条例第11条の規定により条例第6条の特別徴収金の免除を受けようとする者は, 特別徴収金免除申請書 (様式第8号) に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し, その承認を受けなければならない。

2 条例第11条の規定により条例第8条の特別徴収金の免除を受けようとする者は, 機構関連事業特別徴収金免除申請書 (様式第9号) に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し, その承認を受けなければならない。

付 則

この規則は, 公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

第 号  
年 月 日土地改良区理事長 殿  
被徴収者 殿

茨城県知事

## 分担金決定通知書

茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例第 3 条の規定により 年度県営土地改良事業分担金の額を下記のとおり決定したので、茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により通知します。下記分担金は、別に送付する納付書により指定する期日までに納付してください。

なお、分担金一時納付承諾書（一時に納付できない場合は、分担金分割納付申請書又は分担金減免（徴収猶予）申請書）を 年 月 日までに農林事務所又は土地改良事務所へ提出願います。

## 記

事業名	地区名	分担金の額 (円)	備考

(不服申立てに係る教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 号 (第 3 条第 2 項関係)

第 号  
年 月 日土地改良区理事長 殿  
被徴収者 殿

茨城県知事

## 分担金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した 年度県営土地改良事業分担金については、下記のとおり変更を決定したので、茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

## 記

事業名	地区名	分担金の額 (円)			備考
		既決定額	変更増減額	計	

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
名 称 土地改良区  
理事長 印  
(被徴収者にあつては、住所及び氏名)

分担金一時納付承諾書

年 月 日付け 第 号で通知のあつた 年度県営土地改良事業分担金  
円は、納付書により指定された期日までに納付することを承諾します。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
 名 称 土地改良区  
 理事長 印  
 (被徴収者にあつては、住所及び氏名)

分担金分割納付申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあつた 年度県営土地改良事業分担金  
 については、下記理由により分割して納付したいので、茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例  
 施行規則第 4 条ただし書の規定により申請します。

記

- 1 分割納付をしようとする理由
  
- 2 分割納付計画

(単位：円)

事業名	地区名	分担金の額	納付金額		備考
			第 1 回	第 2 回	

様式第 5 号 (第 5 条関係)

年 月 日

茨城県知事

殿

所在地

名 称

土地改良区

理事長

印

(被徴収者にあつては、住所及び氏名)

## 分担金減免(徴収猶予)申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった 年度県営土地改良事業分担金  
 については、下記理由により減免(徴収猶予)を受けたいので、茨城県県営土地改良事業分担金等  
 徴収条例施行規則第 5 条の規定により申請します。

## 記

## 1 減免又は徴収猶予を受けようとする分担金

事業名	地区名	分担金の額(円)	納期限

## 2 減免又は徴収猶予を受けようとする期間及び金額

## 3 減免又は徴収猶予を受けようとする理由

注 3については、できる限り具体的に記入すること。



様式第 6 号 (第 7 条第 1 項関係)

第 号  
年 月 日

土地改良区理事長 殿  
被徴収者 殿

茨城県知事

特別徴収金決定通知書

茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例第 7 条の規定により 年度 ( 年度から  
年度まで) 県営土地改良事業特別徴収金の額を下記のとおり決定したので、茨城県県営土地改  
良事業分担金等徴収条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

金 円

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内  
に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知っ  
た日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経  
過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この  
処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、そ  
の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、  
茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起す  
ることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であ  
つても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知  
った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁  
決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起するこ  
とができなくなります。

様式第 7 号 (第 7 条第 2 項関係)

第 号  
年 月 日

被徴収者 殿

茨城県知事

機構関連事業特別徴収金決定通知書

茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例第 9 条の規定により 年度 ( 年度から  
年度まで) 機構関連事業特別徴収金の額を下記のとおり決定したので、茨城県県営土地改良事  
業分担金等徴収条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

金 円

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内  
に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知っ  
た日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経  
過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この  
処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、そ  
の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、  
茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起す  
ることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であ  
つても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知  
った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁  
決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起するこ  
とができなくなります。

様式第 8 号 (第 9 条第 1 項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
名 称 土地改良区  
理事長 印  
(被徴収者にあつては、住所及び氏名)

特別徴収金免除申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあつた 年度特別徴収金 円  
については、下記理由により免除を受けたいので、茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行  
規則第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 免除を受けようとする者

住 所  
氏 名

2 免除を受けようとする理由

3 免除を受けようとする土地

所在地	現況地目	面積 (m <sup>2</sup> )	備考

様式第 9 号 (第 9 条第 2 項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

印

## 機構関連事業特別徴収金免除申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった 年度機構関連事業特別徴収金  
円については、下記理由により免除を受けたいので、茨城県県営土地改良事業分担金等徴  
収条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により申請します。

## 記

1 免除を受けようとする理由

2 免除を受けようとする土地

所在地	現況地目	面積 (㎡)	備考

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 7 号

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(茨城県県立学校管理規則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立学校管理規則 (昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 第 1 項の表中

茨城県立太田第一高等学校附属中学校	茨城県立太田第一高等学校	を
茨城県立太田第一高等学校附属中学校	茨城県立太田第一高等学校	に,
茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	茨城県立水戸第一高等学校	
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	茨城県立鹿島高等学校	を
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	茨城県立鹿島高等学校	に
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	茨城県立土浦第一高等学校	

改める。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立高等学校学則 (昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項の表中

茨城県立太田第一高等学校	茨城県立太田第一高等学校附属中学校	を
茨城県立太田第一高等学校	茨城県立太田第一高等学校附属中学校	に,
茨城県立水戸第一高等学校	茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	
茨城県立鹿島高等学校	茨城県立鹿島高等学校附属中学校	を
茨城県立鹿島高等学校	茨城県立鹿島高等学校附属中学校	に
茨城県立土浦第一高等学校	茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	

改める。

(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第 3 条 茨城県県立中等教育学校学則 (平成 19 年茨城県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

茨城県県立中等教育学校の名称, 位置, 後期課程に置く課程及び学科, 生徒定員等

名 称	位 置	前期課程 ・後期課程 の別	課程 (後 期課程)	学科 (後 期課程)	生徒定員 (単位:人)		備 考
					学科 (後 期課程)	計	
茨城県立勝田中等 教育学校	ひたちなか市足 崎	前期課程				120	令和 3 年度入学 者から募集開始
		後期課程	全 日 制	普 通 科			単位制
茨城県立並木中等 教育学校	つくば市並木	前期課程				480	
		後期課程	全 日 制	普 通 科	480	480	単位制
茨城県立古河中等 教育学校	古河市磯部	前期課程				360	
		後期課程	全 日 制	普 通 科	360	360	単位制

(茨城県県立中学校学則の一部改正)

第 4 条 茨城県県立中学校学則 (平成 23 年茨城県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項の表中

茨城県立太田第一高等学校附属中学校	茨 城 県 立 太 田 第 一 高 等 学 校	を
茨城県立太田第一高等学校附属中学校	茨 城 県 立 太 田 第 一 高 等 学 校	に、
茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	茨 城 県 立 水 戸 第 一 高 等 学 校	
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	茨 城 県 立 鹿 島 高 等 学 校	を
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	茨 城 県 立 鹿 島 高 等 学 校	に
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	茨 城 県 立 土 浦 第 一 高 等 学 校	

改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

茨城県県立中学校の名称、位置及び生徒定員

名 称	位 置	生徒定員 (単位:人)	備 考
茨城県立日立第一高等学校附属 中学校	日立市若葉町三丁目	240	
茨城県立太田第一高等学校附属 中学校	常陸太田市栄町	40	令和 2 年度入学者から 募集開始
茨城県立水戸第一高等学校附属 中学校	水戸市三の丸 3 丁目	80	令和 3 年度入学者から 募集開始
茨城県立鉾田第一高等学校附属 中学校	鉾田市鉾田	40	令和 2 年度入学者から 募集開始
茨城県立鹿島高等学校附属中学 校	鹿嶋市城山二丁目	40	令和 2 年度入学者から 募集開始

茨城県立土浦第一高等学校附属 中学校	土浦市真鍋四丁目	80	令和 3 年度入学者から 募集開始
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附 属中学校	龍ヶ崎市平畑	40	令和 2 年度入学者から 募集開始
茨城県立下館第一高等学校附属 中学校	筑西市下中山	40	令和 2 年度入学者から 募集開始

第 5 条 茨城県県立中学校学則の一部を次のように改正する。

別表茨城県立太田第一高等学校附属中学校の項、茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校の項、茨城県立鹿島高等学校附属中学校の項、茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校の項及び茨城県立下館第一高等学校附属中学校の項中「40」を「80」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

**茨城県人事委員会規則第16号**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 9 項を削り、第 10 項を第 9 項とし、第 11 項から第 51 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

~~~~~  
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

**茨城県人事委員会規則第17号**

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

付則第15項を付則第19項とし、付則第14項の次に次の 4 項を加える。

(保健衛生業務手当の特例)

15 条例付則第13項に規定する人事委員会規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下この項から付則第18項までにおいて「患者等」という。）が宿泊する施設
- (2) 患者等の集団が発生した施設

16 条例付則第13項に規定する人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 患者等を移送する自動車の内部

(2) その他人事委員会が認める区域

17 条例付則第13項に規定する人事委員会規則で定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

(1) 患者等に接して行う作業

(2) 患者等が使用した物件の処理

(3) 患者等の健康管理、生活支援その他患者等への対応又は施設の運営管理（いずれも付則第15項第1号に規定する施設において行う作業に限る。）

(4) 前各号に相当する作業として人事委員会が認める作業

18 条例付則第14項に規定する人事委員会規則で定める作業は、患者等の身体に直接触れることができる距離において行う作業とする。

付則第19項の次に次の1項を加える。

20 給料の調整額を受ける職員で、条例付則第13項に規定する保健衛生業務手当の支給対象となる作業に従事するものについては、第25条第1項ただし書中「医師手当」とあるのは、「医師手当、保健衛生業務手当（条例付則第13項に規定する保健衛生業務手当に限る。）」として、同項の規定を適用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

---

## 告 示

---

### 茨城県告示第703号

令和2年5月25日請求の茨城県条例（東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例）制定請求に係る条例案については、令和2年6月23日茨城県議会において否決された。

令和2年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

### 茨城県告示第704号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和2年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベルク

代表取締役 原島 一誠

(2) 住所



埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク古河駒羽根店

古河市駒羽根41番 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ベルク古河駒羽根店

(変更後) ベルク古河駒羽根店

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 大島 孝之

(変更後) 代表取締役 原島 一誠

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成28年11月30日

イ, ウ 令和2年5月28日

(4) 変更する理由

ア 店舗名称が確定したため

イ, ウ 設置者・小売業者の代表者に変更があったため

3 届出年月日

令和2年6月17日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第705号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の規定による改正後の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次の地方卸売市場について認定したので、法第13条第6項の規定により告示する。

令和2年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開設者の名称及び住所

有限会社長井戸青果地方卸売市場

茨城県猿島郡境町長井戸703番地の1

2 認定する地方卸売市場の名称

長井戸青果地方卸売市場

3 認定する地方卸売市場の位置及び取扱品目

茨城県猿島郡境町長井戸703番地の1

野菜, 果実

4 認定年月日

令和 2 年 6 月 19 日

茨城県告示第706号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の規定による改正後の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次の地方卸売市場について認定したので、法第13条第6項の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 開設者の名称及び住所  
平潟漁業協同組合  
茨城県北茨城市平潟町605番地先
- 2 認定する地方卸売市場の名称  
平潟漁業協同組合地方卸売市場
- 3 認定する地方卸売市場の位置及び取扱品目  
茨城県北茨城市平潟町605番地先  
活魚、生鮮魚介藻類及びその加工品
- 4 認定年月日  
令和 2 年 6 月 19 日

茨城県告示第707号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の規定による改正後の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次の地方卸売市場について認定したので、法第13条第6項の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 開設者の名称及び住所  
北関東花き株式会社  
茨城県小美玉市部室1201番地
- 2 認定する地方卸売市場の名称  
地方卸売市場 北関東フラワーオークション
- 3 認定する地方卸売市場の位置及び取扱品目  
茨城県小美玉市部室1201番地  
花き類
- 4 認定年月日  
令和 2 年 6 月 19 日

茨城県告示第708号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の規定による改正後の卸売

市場法 (昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。) 第 13 条第 1 項の規定により、次の地方卸売市場について認定したので、法第 13 条第 6 項の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 開設者の名称及び住所  
株式会社茨城県中央食肉公社  
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師字高山 1975
- 2 認定する地方卸売市場の名称  
株式会社茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場
- 3 認定する地方卸売市場の位置及び取扱品目  
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師字高山 1975  
豚枝肉, 牛枝肉
- 4 認定年月日  
令和 2 年 6 月 19 日

~~~~~

**茨城県告示第 709 号**

長田土地改良区から令和 2 年 3 月 30 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により令和 2 年 6 月 19 日認可した。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

**茨城県告示第 710 号**

西ノ洲甘田入土地改良区から令和 2 年 4 月 7 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により令和 2 年 6 月 19 日認可した。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

**茨城県告示第 711 号**

川口土地改良区から令和 2 年 4 月 15 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により令和 2 年 6 月 23 日認可した。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

**茨城県告示第 712 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和 2 年 6 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 結城坂東線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
坂東市弓田字立山1112番 1 地先から 坂東市弓田字立山858番 1 地先まで	旧	メートル 最大 47.5 最小 13.5	メートル 302	
	新	最大 47.5 最小 10.1	302	区域除外

#### 茨城県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年6月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 路線名 県道 常陸太田大子線  
 2 供用開始の区間 常陸太田市天下野町字上河原1983番 3 地先から  
常陸太田市下高倉町字麓2138番 1 地先まで  
 3 供用開始の期日 令和2年6月30日

#### 茨城県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和2年6月29日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域

道路の種類	路線名	区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道	125号	稲敷郡美浦村大字大谷字根 古屋447番から 稲敷郡美浦村大字大谷字庚 申峰845番 2 まで	旧	メートル —	メートル —	
			新	最大 169.1 最小 31.3	580	バイパス延 伸
一般国道	125号	稲敷郡阿見町大字島津字小 作4533番から 稲敷郡阿見町大字竹来字大 天白257番 3 まで	旧	最大 57.0 最小 26.0	3,040	
			新	最大 57.1 最小 28.2	3,040	現道拡幅
一般国道	125号	つくば市寺具字中台1279番 1 地先から つくば市磯部字原地860番 3 地先まで	旧	—	—	
			新	最大 65.0 最小 13.0	2,200	バイパス延 伸

道路の種類	路線名	区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道	125号	結城郡八千代町大字川尻字中里前384番8から 結城郡八千代町字貝谷西2番8まで	旧	メートル 最大 14.0 最小 9.0	メートル 325	
			新	最大 40.1 最小 11.6	325	現道拡幅
一般国道	245号	日立市河原子町四丁目48番2地先から 日立市河原子町四丁目61番地先まで	旧	最大 22.6 最小 10.5	110	
			新	最大 59.9 最小 10.5	110	現道拡幅
一般国道	294号	取手市白山八丁目1837番67から 取手市白山八丁目1837番64まで	旧	最大 19.7 最小 15.6	30	
			新	最大 25.7 最小 16.4	30	現道拡幅
一般国道	294号	取手市寺田字原谷5203番3から 取手市寺田字原谷5201番2まで	旧	最大 22.1 最小 21.1	64	
			新	最大 29.9 最小 26.1	64	現道拡幅
一般国道	294号	下妻市原字中谷原2770番2から 下妻市原字中谷原2754番2まで	旧	最大 58.2 最小 38.4	67	
			新	最大 76.0 最小 38.4	67	現道拡幅
一般国道	294号	下妻市若柳字槐戸320番3から 下妻市下宮字鳥喰879番まで	旧	最大 39.1 最小 16.2	1,481	
			新	最大 75.7 最小 29.4	1,481	現道拡幅
一般国道	294号	筑西市折本字板堂クホ574番3から 筑西市樋口字仙在732番まで	旧	最大 19.6 最小 10.4	784	
			新	最大 37.5 最小 22.4	784	現道拡幅
一般国道	349号	那珂市額田北郷字明神下1504番2から 常陸太田市磯部町字土手ノ内104番5まで	旧	最大 43.5 最小 10.9	3,012	
			新	最大 85.0 最小 21.7	3,012	現道拡幅
一般国道	349号	常陸太田市磯部町字土手ノ内104番5から 常陸太田市三才町字茨町1473番まで	新	最大 21.7 最小 10.3	730	
			旧	最大 45.0 最小 22.6	730	現道拡幅
一般国道	349号	常陸太田市馬場町字小野下1166番から 常陸太田市瑞龍町字集り4219番まで	旧	最大 40.6 最小 22.5	350	
			新	最大 76.2 最小 40.6	350	現道拡幅
一般国道	354号	猿島郡境町大字塚崎字法花塚1439番1地先から 猿島郡境町大字塚崎字法花塚1408番1地先まで	旧	最大 12.0 最小 11.6	95	
			新	最大 18.1 最小 12.0	95	現道拡幅
一般国道	354号	つくば市谷田部字要害1123番地先から つくば市谷田部字要害801番4地先まで	旧	最大 18.0 最小 18.0	672	
			新	最大 42.8 最小 30.0	672	現道拡幅

道路の種類	路線名	区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道	354号	土浦市木田余字池下3306番 2地先から 土浦市木田余字池下3142番 3地先まで	旧	メートル 最大 29.0 最小 8.5	メートル 1,068	
			新	最大 32.0 最小 26.0	1,068	現道拡幅
一般国道	354号	土浦市菅谷町字前原1273番 37から かすみがうら市深谷字はノ 区75番22まで	旧	最大 15.5 最小 8.5	571	
			新	最大 19.0 最小 12.0	571	現道拡幅
一般国道	408号	稲敷市狸穴字道下302番 2 地先から 稲敷市狸穴字道下273番地 先まで	旧	最大 11.6 最小 7.2	130	
			新	最大 18.5 最小 9.8	130	現道拡幅
一般国道	408号	稲敷市狸穴字道下273番地 先から 稲敷市下君山字羽黒444番 2まで	旧	最大 24.0 最小 7.8	205	
			新	最大 27.0 最小 13.0	205	現道拡幅
一般国道	408号	稲敷市下君山字羽黒444番 2地先から 稲敷市松山字勘ヶ由下1206 番17地先まで	旧	最大 22.8 最小 8.0	240	
			新	最大 33.0 最小 9.0	240	現道拡幅
一般国道	461号	常陸太田市折橋町字柳原 137番13地先から 常陸太田市折橋町字柳原 135番1地先まで	旧	最大 10.9 最小 10.3	272	
			新	最大 21.9 最小 11.4	272	現道拡幅 バイパス整備
一般国道	461号	常陸太田市下高倉町字五十 畑182番4地先から 常陸太田市下高倉町字五十 畑187番5地先まで	旧	—	—	
			新	最大 45.4 最小 9.5	120	バイパス整備
一般国道	461号	常陸太田市折橋町字柳原 165番1地先から 常陸太田市折橋町字柳原 154番4地先まで	旧	最大 4.7 最小 4.0	133	
			新	最大 27.2 最小 4.0	133	現道付替
一般国道	461号	常陸太田市折橋町字宿東 783番1地先から 常陸太田市折橋町字宿東 636番1地先まで	旧	最大 12.6 最小 6.4	108	
			新	最大 35.4 最小 7.0	108	現道拡幅
一般国道	461号	高萩市安良川726番1地先 から 高萩市安良川663番地先ま で	旧	最大 9.9 最小 7.2	69	
			新	最大 32.2 最小 7.2	69	現道拡幅
主要地方道	水戸鉾田佐原 線	鉾田市安房1620番1地先か ら 鉾田市安房1619番地先まで	旧	最大 10.7 最小 9.9	26	
			新	最大 12.5 最小 11.5	26	現道拡幅
主要地方道	竜ヶ崎潮来線	稲敷市清水字東前田14番3 地先から 稲敷市町田字峰添太田185 番3地先まで	旧	最大 9.3 最小 6.9	280	
			新	最大 10.3 最小 7.8	280	現道拡幅

道路の種類	路線名	区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
主要地方道	結城下妻線	下妻市黒駒字本町1139番9 から 下妻市半谷字芝山425番15 まで	旧	メートル 最大 10.6 最小 9.0	メートル 156	
			新	最大 11.9 最小 10.4	156	現道拡幅
主要地方道	大洗友部線	東茨城郡大洗町大貫町1212 番14地先から 東茨城郡大洗町大貫町1203 番1地先まで	旧	最大 14.0 最小 13.0	250	
			新	最大 19.8 最小 13.1	250	現道拡幅
主要地方道	大洗友部線	鉾田市箕輪2141番4地先か ら 鉾田市箕輪2136番1地先ま で	旧	最大 7.1 最小 7.1	25	
			新	最大 13.0 最小 10.0	25	現道拡幅
主要地方道	大洗友部線	鉾田市箕輪2133番2地先か ら 鉾田市箕輪2124番1地先ま で	旧	最大 7.5 最小 6.7	146	
			新	最大 13.0 最小 10.0	146	現道拡幅
主要地方道	大洗友部線	鉾田市箕輪2499番4地先か ら 鉾田市箕輪2770番4地先ま で	旧	最大 5.3 最小 5.0	136	
			新	最大 11.9 最小 8.7	136	現道拡幅
主要地方道	結城野田線	猿島郡境町大字長井戸字原 割731番3地先から 猿島郡境町大字長井戸字蛇 池越500番3地先まで	旧	最大 19.5 最小 16.5	359	
			新	最大 37.5 最小 16.5	359	現道拡幅
主要地方道	結城坂東線	坂東市弓田字立山1112番1 地先から 坂東市弓田字向山858番1 地先まで	旧	最大 8.7 最小 8.5	302	
			新	最大 47.6 最小 13.5	302	現道拡幅
主要地方道	土浦境線	つくば市西平塚字梨ノ木 332番1地先から つくば市西平塚字梨ノ木 337番1地先まで	旧	最大 23.5 最小 10.0	123	
			新	最大 47.0 最小 30.0	123	現道拡幅
主要地方道	常陸太田那須 烏山線	常陸太田市下宮河内町字作 内913番1地先から 常陸太田市下宮河内町字畠 ヶ中1280番1地先まで	旧	最大 5.3 最小 4.5	145	
			新	最大 20.2 最小 11.0	145	現道拡幅
主要地方道	日立山方線	常陸太田市東染町字海道下 251番3から 常陸太田市中染町字神領 502番1まで	旧	最大 13.7 最小 6.5	468	
			新	最大 24.5 最小 7.9	468	現道拡幅
主要地方道	野田牛久線	つくばみらい市板橋字沼田 2997番3から つくばみらい市板橋字沼田 2996番3まで	旧	最大 9.0 最小 9.0	39	
			新	最大 11.5 最小 11.5	39	現道拡幅
主要地方道	江戸崎新利根 線	稲敷市松山字勘ヶ由下1198 番1地先から 稲敷市松山字勘ヶ由下1206 番1地先まで	旧	最大 9.0 最小 7.0	80	
			新	最大 12.5 最小 7.0	80	現道拡幅

道路の種類	路線名	区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
主要地方道	水戸神栖線	行方市行戸1017番1地先から 行方市小幡1101番39まで	旧	メートル 最大 24.6 最小 7.9	メートル 540	
			新	最大 42.0 最小 13.7	540	現道拡幅
主要地方道	日立笠間線	常陸太田市木崎一町字枅形 百歩700番11から 常陸太田市木崎一町字枅形 百歩706番5まで	旧	最大 18.0 最小 8.0	81	
			新	最大 18.0 最小 10.0	81	現道拡幅
主要地方道	常陸那珂港山 方線	常陸太田市下利員町字南神 町2240番1地先から 常陸太田市下利員町字才蔵 主922番1地先まで	旧	最大 13.5 最小 8.5	380	
			新	最大 21.3 最小 8.5	380	現道拡幅
一般県道	友部内原線	水戸市五平町字西1057番3 地先から 水戸市五平町字西1035番2 地先まで	旧	最大 11.2 最小 5.0	170	
			新	最大 11.3 最小 6.3	170	現道拡幅
一般県道	深芝浜波崎線	神栖市矢田部字松下9694番 2地先から 神栖市矢田部字植松9556番 13地先まで	旧	最大 10.3 最小 6.0	207	
			新	最大 26.5 最小 15.0	207	現道拡幅
一般県道	上新田木原線	稲敷郡美浦村大字大山字正 直下311番地先から 稲敷郡美浦村大字大山字沖 893番1地先まで	旧	最大 17.1 最小 8.0	182	
			新	最大 17.4 最小 8.9	182	現道拡幅
一般県道	土浦坂東線	土浦市下高津二丁目425番 2から 土浦市下高津三丁目520番 4まで	旧	最大 10.0 最小 6.5	305	
			新	最大 29.2 最小 20.0	305	現道拡幅
一般県道	常総取手線	つくばみらい市市野深字福 田後616番6地先から つくばみらい市市野深字福 田後605番3地先まで	旧	最大 12.5 最小 9.0	145	
			新	最大 17.0 最小 14.0	145	現道拡幅
一般県道	常総取手線	つくばみらい市谷井田字北 耕地1434番2から つくばみらい市谷井田字北 耕地1422番3まで	旧	最大 10.0 最小 10.0	186	
			新	最大 16.7 最小 13.5	186	現道拡幅
一般県道	繁昌潮来線	行方市矢幡1913番2地先から 行方市矢幡1900番22地先ま で	旧	最大 13.7 最小 8.9	297	
			新	最大 14.7 最小 10.9	297	現道拡幅
一般県道	藤沢荒川沖線	つくば市上野字大木198番 地先から つくば市上野字勢至下396 番地先まで	旧	最大 17.0 最小 17.0	213	
			新	最大 32.3 最小 20.1	213	現道拡幅
一般県道	稲敷阿見線	稲敷市犬塚字原平1226番2 から 稲敷市犬塚字木戸1585番20 まで	旧	最大 26.4 最小 6.1	250	
			新	最大 28.5 最小 11.6	250	現道拡幅



道路の種類	路線名	区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般県道	谷井田稲戸井 停車場線	つくばみらい市谷井田字北 耕地1733番地先から つくばみらい市谷井田字北 耕地1616番地先まで	旧	メートル 最大 7.0 最小 7.0	メートル 234	
			新	最大 10.0 最小 9.5	234	現道拡幅
一般県道	大和田羽生線	小美玉市上合字小橋山1209 番 1 地先から 小美玉市上合字小橋山1212 番 7 地先まで	旧	最大 16.5 最小 11.5	134	
			新	最大 16.9 最小 13.5	134	現道拡幅
一般県道	大和田羽生線	小美玉市外之内482番 9 地 先から 小美玉市外之内465番 1 地 先まで	旧	最大 18.0 最小 9.0	500	
			新	最大 27.8 最小 12.2	500	現道拡幅

## 2 占用の制限の開始の期日

令和 2 年 7 月 1 日

## 茨城県告示第715号

行方北部土地改良区から令和 2 年 4 月 9 日付けで施行認可申請のあった、行方北部地区土地改良事業（維持管理計画書）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により同年 6 月 10 日付けで適当と決定したので、同条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県鹿行農林事務所長に異議の申出をすることができる。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県鹿行農林事務所長 塩 畑 実

## 1 縦覧に供する書類

行方北部地区土地改良事業（維持管理計画書）の写し

行方北部土地改良区定款の写し

## 2 縦覧の期間

令和 2 年 6 月 30 日から令和 2 年 7 月 29 日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所土地改良部門

## 公 告

## ●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画公園の変更に伴い、境町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
公園 (3・3・101 境古河 I C 周辺地区 1 号公園)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

---

## 訓 令

---

(教育委員会)

**茨城県教育委員会訓令第 4 号**

茨城県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

茨城県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県立学校処務規程 (昭和 43 年茨城県教育委員会訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

茨城県立太田第一高等学校附属中学校	太 一 附 中	を
-------------------	---------	---

茨城県立太田第一高等学校附属中学校	太 一 附 中	に,
茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	水 一 附 中	

茨城県立鹿島高等学校附属中学校	鹿 島 附 中	を
-----------------	---------	---

茨城県立鹿島高等学校附属中学校	鹿 島 附 中	に,
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	土 一 附 中	

茨 城 県 立 並 木 中 等 教 育 学 校	並 木 中 等	を
-------------------------	---------	---

茨 城 県 立 勝 田 中 等 教 育 学 校	勝 田 中 等	に
茨 城 県 立 並 木 中 等 教 育 学 校	並 木 中 等	

改める。

別表第 5 第 1 号中「平年月日成」を「今年月日和」に改める。

付 則

この訓令は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

---

# 規 程

---

( 企 業 局 )

## 茨城県企業管理規程第 7 号

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 6 月 29 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 澤 田 勝

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程

茨城県企業局組織規程 (昭和42年茨城県企業管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ト中「企業公社」を「開発公社 (水道事業に限る。)」に改める。

付 則

この規程は、7 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)